

○厚生労働省訓第20号

(部内一般)

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第1項の規定に基づき、厚生労働省行政文書管理規則を次のように定める。

平成23年4月1日
平成26年7月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和2年7月20日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和4年10月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正

厚生労働大臣 細川 律夫

厚生労働省行政文書管理規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条—第9条）
- 第3章 作成（第10条—第12条）
- 第4章 整理（第13条—第15条）
- 第5章 保存（第16条—第18条）
- 第6章 行政文書ファイル管理簿（第19条・第20条）
- 第7章 保存期間の延長、移管又は廃棄（第21条—第23条）
- 第8章 点検、監査及び管理状況の報告等（第24条—第26条）
- 第9章 研修（第27条・第28条）
- 第10章 秘密文書等の管理（第29条・第30条）
- 第11章 補則（第31条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、厚生労働省における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「行政文書」とは、厚生労働省の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）であって、厚生労働省の職員が組織的に用いるものとして、厚生労働省が保有しているものをいう。ただし、

法第2条第4項各号に掲げるものを除く。

- 二 「行政文書ファイル等」とは、厚生労働省における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合体にまとめたもの（以下「行政文書ファイル」という。）及び単独で管理している行政文書をいう。
- 三 「行政文書ファイル管理簿」とは、厚生労働省における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- 四 「移管・廃棄簿」とは、厚生労働省の行政文書ファイル等を、法第2条第3項第1号に規定する独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合に、その名称及び移管日又は廃棄日その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- 五 「部局」とは、本省に置かれる大臣官房、局及び局に置かれる部、施設等機関並びに地方支分部局をいう。この場合において、人材開発統括官及び政策統括官は、その分掌する事務について局とみなす。
- 六 「標準文書保存期間基準」（以下「保存期間表」という。）とは、職員が適切に行政文書ファイル等の保存期間を設定できるように定められた基準をいう。
- 七 「文書管理システム」とは、文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成19年4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備された政府全体で利用可能な文書管理システムをいう。

第2章 管理体制

（総括文書管理者）

第3条 厚生労働省に総括文書管理者1人を置く。

- 2 総括文書管理者は、官房長をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - 二 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
 - 三 行政文書の管理に関する研修の実施
 - 四 組織の新設、改正及び廃止に伴う必要な措置の実施
 - 五 行政文書ファイル保存要領その他のこの訓令の施行に関し必要な細則の整備
 - 六 その他行政文書の管理に関する事務の総括

（公文書監理官）

第3条の2 大臣官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。

（副総括文書管理者）

第4条 厚生労働省に副総括文書管理者1人を置く。

- 2 副総括文書管理者は、大臣官房総務課長をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は、第3条第3項各号に掲げる事務について総括文書管理者及び公文書監理官を補佐するものとする。

（主任文書管理者）

第5条 各部局（大臣官房を除く。第3項において同じ。）に主任文書管理者を置く。

2 主任文書管理者は、総括文書管理者が指名した者とする。

3 主任文書管理者は、部局における、この訓令に規定する行政文書の管理に関する事務を総括するものとする。

（文書管理者）

第6条 総括文書管理者は、所掌事務に関する行政文書管理の実施責任者として、文書管理者を指名する。

2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。

一 保存

二 保存期間が満了したときの措置の設定

三 行政文書ファイル管理簿への記載

四 移管又は廃棄（移管・廃棄簿への記載を含む。）等

五 管理状況の点検等

六 保存期間表の作成

七 行政文書の作成、整理その他の行政文書の管理に関する職員の指導

（文書管理担当者）

第7条 文書管理者は、その事務を補佐する者として、文書管理担当者を指名する。

2 文書管理者は、文書管理担当者を指名したときは、速やかに、その氏名、役職等を総括文書管理者に報告しなければならない。

（監査責任者）

第8条 厚生労働省に監査責任者1人を置く。

2 監査責任者は、大臣官房総務課公文書監理・情報公開室長をもって充てる。

3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。

4 監査責任者は、必要に応じて監査担当者を指名し、前項の監査を補助させることができる。

（職員の責務）

第9条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者、公文書監理官、副総括文書管理者、主任文書管理者、文書管理者及び文書管理担当者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

（文書主義の原則）

第10条 職員は、文書管理者及び文書管理担当者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、厚生労働省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに厚生労働省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

（文書の作成等）

第11条 職員は、別表第1に掲げられた業務について文書を作成するときは、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌するものとする。

2 職員は、前条の文書主義の原則に基づき、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る

政策立案並びに事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（職員と職員以外の者との折衝等を含む。以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。

- 3 職員は、歴史的緊急事態（国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に対応するために行われた業務については、将来の教訓として極めて重要であることから、その記録について、軽微なものを除き、保存期間満了時には原則として国立公文書館へ移管するものとして、文書を作成するものとする。
- 4 職員は、法令等の定めにより紙媒体での作成又は保存が義務付けられている場合、電子的に管理することにより業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得するものとする。

（適切かつ効率的な文書作成）

第12条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。この場合において、当該文書の作成に関し、部局長等の上位の職員から指示があったときは、当該職員の確認も経るものとする。

- 2 職員と職員以外の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、当該打合せ等に出席した当該職員による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等に出席した当該職員以外の者（以下「相手方」という。）の発言部分等についても、当該相手方による確認を経ること等により、正確性の確保を期するものとする。この場合において、相手方の発言部分等について記録を確定し難いときは、その旨を判別できるように記載するものとする。
- 3 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料その他の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。
- 4 文書の作成に当たっては、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）及び外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

第4章 整理

（職員の整理義務）

第13条 職員は、次条及び第15条の規定に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。

- 一 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- 二 相互に密接な関連を有する行政文書を行政文書ファイルにまとめること。
- 三 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

（分類、名称）

第14条 行政文書ファイル等については、厚生労働省の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。この場合において、別表第1に掲げられた業務については、同表を参酌して分類しなければならない。

(保存期間)

第15条 文書管理者は、別表第1を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

- 2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合には、総括文書管理者に報告するものとする。
- 3 職員は、第13条第1号の保存期間の設定については、保存期間表に従うものとする。
- 4 第13条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第2条第6項に規定する歴史公文書等に該当する行政文書（以下「歴史公文書等」という。）にあつては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 5 第13条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しない行政文書であっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証に必要となるものについては、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 6 第13条第1号の保存期間の設定において、次の各号のいずれかに該当する文書（前2項に規定する行政文書を除く。）は、保存期間を1年未満と設定することができる。
 - 一 正本が別に管理されている行政文書の写し
 - 二 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等
 - 三 出版物や公表物を編集した文書
 - 四 厚生労働省の所掌事務に関する事実関係についての問合せへの応答
 - 五 明白な誤りがある等により客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - 六 意思決定に至る過程で作成した文書であつて、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断されるもの
 - 七 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- 7 第13条第1号の保存期間の設定において、通常は1年未満の保存期間を設定する行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む等により合理的な跡付け又は検証に必要となるものについては、1年以上の保存期間を設定するものとする。
- 8 第13条第1号の保存期間の起算日は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）第8条第4項の規定に基づき、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であつて4月1日以外の日又は文書作成取得日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあつては、その日とする。
- 9 第13条第3号の保存期間は、施行令第8条第5項の規定に基づき、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。
- 10 第13条第3号の保存期間の起算日は、施行令第8条第6項の規定に基づき、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」とい

う。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日又はファイル作成日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあつては、その日とする。

- 11 職員は、第3項、第8項及び第9項の規定にかかわらず、行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、又は取得した行政文書であつて当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附随する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。
- 12 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存

(行政文書ファイル保存要領)

第16条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。

- 2 行政文書ファイル保存要領には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 紙文書の保存場所、方法
 - 二 電子文書の保存場所、方法
 - 三 引継ぎの手續
 - 四 その他適切な保存を確保するための措置

(保存)

第17条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間が満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。

- 2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的に管理することにより業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理するものとする。

(集中管理の推進)

第18条 厚生労働省における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

第19条 行政文書ファイル管理簿は、施行令第11条の規定に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。

- 2 行政文書ファイル管理簿は、インターネットで公表するとともに、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供するものとする。
- 3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示するものとする。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

第20条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、その現に管理する行政文書ファイル等(保存期間が1年以上のものに限る。)について、施行令第11条第1項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

2 行政文書ファイル管理簿の記載に当たっては、行政文書ファイル等の名称等が行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないような方法で記載しなければならない。

3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、行政文書ファイル管理簿における当該行政文書ファイル等に関する記載を削除するとともに、その名称及び移管日又は廃棄日等を、総括文書管理者が調製する移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 保存期間の延長、移管又は廃棄

(保存期間が満了したときの措置)

第21条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項に規定する保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

2 前項の措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めるものとし、定める際は総括文書管理者の確認を得るものとする。

3 総括文書管理者は、前項の確認を行うに当たっては、必要に応じ、国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとする。

4 文書管理者は、前項の助言の内容に沿って、第1項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。ただし、保存期間3年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく、第2項の確認を得ることができる。

5 文書管理者は、前項ただし書の規定により第2項の確認を得たときは、確認後、保存期間満了時の措置に従って、第23条第2項に規定する協議又は移管に必要な手続を行うものとする。

(保存期間の延長)

第22条 文書管理者は、施行令第9条第1項に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより、行政文書ファイル等を保存し続けるものとする。

2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間を延長することができる。

(移管又は廃棄)

第23条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第21条第1項の規定により定めた措置に基づき、国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 法第8条第2項の規定による協議は、総括文書管理者を通じて行うものとする。この場合において、同項後段の内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該文書管理者は、行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日府公第48号内閣総理大臣通知別添)第7の3の(2)後段に定めるところにより、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は国立公文書館に移管するもの

とする。

- 3 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であつて、第15条第6項各号に掲げる文書に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第4項、第5項又は第7項のいずれにも該当しないことを確認した上で、廃棄するものとする。この場合において、文書管理者は、あらかじめ一定の期間を定め、その期間内にこの項の規定に基づき廃棄した行政文書ファイル等の類型及び廃棄時期を記録し、当該期間終了後速やかに、当該記録を一括して公表するものとする。
- 4 法第8条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が意見を付すに当たっては、文書管理者は、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。この場合において、文書管理者は、利用の制限を行うことが適切であると認める情報が含まれている旨及び利用制限を行うことが適当であると認める理由を具体的に記載するものとする。なお、利用請求に際し、国立公文書館からの確認があつた場合には、必要な対応を行うものとする。
- 5 文書管理者は、行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する際、電子文書のパスワードの解除、利用可能な電子ファイル形式への変換等、当該行政文書ファイル等を法第2条第7項第1号に規定する特定歴史公文書等として、国民の利用に供することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 総括文書管理者は、法第8条第4項の規定による求めがあつた場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第8章 点検、監査及び管理状況の報告等

(点検、監査)

- 第24条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理の状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を主任文書管理者に報告しなければならない。
- 2 主任文書管理者は、各部局における文書管理者からの報告を取りまとめ、総括文書管理者及び公文書監理官に報告するものとする。
 - 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、その結果を総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。
 - 4 総括文書管理者及び公文書監理官は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

- 第25条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなつた場合は、直ちに主任文書管理者を通じて総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者及び公文書監理官は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、影響等に応じて、厚生労働大臣に報告し、公表等の措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

- 第26条 法第9条第1項の規定による報告は、総括文書管理者を通じて行うものとする。
- 2 総括文書管理者は、法第9条第3項又は第4項の規定による求め及び実地調査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。

- 3 総括文書管理者は、法第31条の規定による勧告があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

第27条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。この場合において、総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年度1回、研修を受けられる環境を提供しなければならない。

- 2 文書管理者は、毎年度1回、前年度における前項の研修の受講状況を総括文書管理者に報告しなければならない。

(研修への参加)

第28条 主任文書管理者及び文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

- 2 職員は、適切な時期に前項の研修を受講しなければならない。

第10章 秘密文書等の管理

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第29条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた厚生労働省特定秘密保護規程（平成26年厚生労働省訓第38号）に基づき管理するものとする。

(秘密文書の管理)

第30条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の各号に掲げる種類に区分し、指定する。

- 一 極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書
- 二 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

- 2 秘密文書の指定は、極秘文書については各部局の長が、秘文書については文書管理者が期間（極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。第3項において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし（以下これらの指定をする者を「指定者」という。）、その指定は必要最小限にとどめるものとする。

- 3 指定者は、秘密文書の指定期間（この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。）が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認めるときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。

- 4 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、ま

た、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなったと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。

- 5 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指名するものとする。
- 6 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。
- 7 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。
- 8 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、厚生労働大臣に報告するものとする。
- 9 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。
- 10 総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

第11章 補則

(細則)

第31条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附 則

第1条 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 厚生労働省文書管理規程（平成13年厚生労働省訓第21号）は、廃止する。

第3条 第19条第1項中「文書管理システム」とあるのは、文書管理システムの導入に係る作業が完了するまでの間、「文書管理システム又は電子的方式」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年厚生労働省訓第12号）

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年厚生労働省訓第16号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年厚生労働省訓第18号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年厚生労働省訓第13号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年厚生労働省訓第24号）

この訓令は、令和2年7月20日から施行する。

附 則（令和4年厚生労働省訓第11号）

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 新規別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認められる場合には、文書作成取得日が同日以前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。

附 則（令和 4 年厚生労働省訓第 40 号）

（施行期日）

第 1 条 この訓令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この訓令による改正後の厚生労働省行政文書管理規則（次条において「新規則」という。）第 15 条第 8 項の規定は、文書作成取得日が令和 3 年 4 月 1 日以後である行政文書について、同条第 10 項の規定は、ファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。

第 3 条 新規則第 15 条第 11 項の規定は、文書作成取得日が令和 4 年 4 月 1 日以降である行政文書について適用する。

附 則（令和 6 年厚生労働省訓第 5 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この訓令による改正後の厚生労働省行政文書管理規則第 21 条第 4 項ただし書及び第 5 項並びに別表第 2 の 2（6）①ただし書の規定は、これらの規定を実施するための文書管理システムの改修が行われた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から施行する。

別表第1 行政文書の保存期間基準

| 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項） | 保存期間 | 具体例 | |
|-----------------|--|---|------|--|---|
| 法令の制定又は改廃及びその経緯 | | | | | |
| 1 | 法律の制定又は改廃及びその経緯 | (1) 立案の検討 | 20年 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 | |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・立案基礎文書（一の項イ） | <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ） | <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ） | <ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録 |
| | | (2) 法律案の審査 | | <ul style="list-style-type: none"> ・法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ） | <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 |
| | | (3) 他の行政機関への協議 | | <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関協議文書（一の項ハ） | <ul style="list-style-type: none"> ・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 |
| (4) 閣議 | <ul style="list-style-type: none"> ・閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ） | <ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 | | | |
| (5) 国会審議 | <ul style="list-style-type: none"> ・国会審議文書（一の項ヘ） | | | | |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|-------------------------------------|-----------------------------|---|--|--|
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書 |
| | | (6)官報公 示その他 の公布 | 官報公示に関する文書その 他の公布に関する文書（一の 項ト） | | <ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し |
| | | (7)解釈又 は運用の 基準の設 定 | ①解釈又は運用の基準の設 定のための調査研究文書 （一の項チ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング |
| | | | ②解釈又は運用の基準の設 定のための決裁文書（一の 項チ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 |
| 2 | 条約その 他の国際 約束の締 結及びそ の経緯 | (1)締結の 検討 | ①外国（本邦の域外にある国 又は地域をいう。）との交 渉に関する文書及び解釈 又は運用の基準の設定の ための決裁文書（二の項イ 及びニ） | 30年 | <ul style="list-style-type: none"> ・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説 |
| | | | ②他の行政機関の質問若し くは意見又はこれらに対 する回答に関する文書そ の他の他の行政機関への 連絡及び当該行政機関と の調整に関する文書（二の 項ロ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答 |
| | | | ③条約案その他の国際約束 の案の検討に関する調査 研究文書及び解釈又は運 用の基準の設定のための 調査研究文書（二の項ハ及 びニ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・情報収集・分析 |
| | | (2)条約案 の審査 | 条約案その他の国際約束の 案の審査の過程が記録され | <ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録 | |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|-----------------|------------------------|---|--|--|
| | | | た文書（二の項ハ） | | |
| | | (3)閣議 | 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（二の項ニ） | 20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年） | ・閣議請議書 |
| | | (4)国会審議 | 国会審議文書（二の項ニ） | | ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 |
| | | (5)締結 | 条約書、批准書その他これらに類する文書（二の項ホ） | | ・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書 |
| | | (6)官報公示その他の公布 | 官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ） | | ・官報の写し |
| 3 | 政令の制定又は改廃及びその経緯 | (1)立案の検討 | ①立案基礎文書（一の項イ） | 20年 | ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 |
| | | ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ） | ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 | | |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-------------------------------------|------------------------------|--|----------|--|
| | | ③立案の検討に関する調査 研究文書（一の項イ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング |
| | (2) 政令案 | 政令案の審査の過程が記録 | | <ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 |
| | の審査 | された文書（一の項ロ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・審査録 |
| | (3) 意見公 募手続 | 意見公募手続文書（一の項 ハ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照 条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結 果及びその理由 |
| | (4) 他の行 政機関へ の協議 | 行政機関協議文書（一の項 ハ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答 |
| | (5) 閣議 | 閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文 書（一の項ニ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・5点セット（要綱、政 令案、理由、新旧対照 条文、参照条文） ・閣議請議書 |
| | (6) 官報公 示その他 の公布 | 官報公示に関する文書その 他の公布に関する文書（一の 項ト） | | <ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し |
| | (7) 解釈又 は運用の 基準の設 定 | ①解釈又は運用の基準の設 定のための調査研究文書 （一の項チ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング |
| ②解釈又は運用の基準の設 定のための決裁文書（一の 項チ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 | | |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|---|------------------------|---------------------------------------|----------|---|
| 4 | 省令その 他の規則 の制定又 は改廃及 びその経 緯 | (1)立案の 検討 | ①立案基礎文書（一の項イ） | 20年 | <ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定 |
| | | | ②立案の検討に関する審議 会等文書（一の項イ） | | <ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 議事の記録 配付資料 中間報告、最終報告、 提言 |
| | | | ③立案の検討に関する調査 研究文書（一の項イ） | | <ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企 業の状況調査 関係団体・関係者のヒ アリング |
| | | (2)意見公 募手続 | 意見公募手続文書（一の項 ハ） | | <ul style="list-style-type: none"> 省令案・規則案 趣旨、要約、新旧対照 条文、参照条文 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結 果及びその理由 |
| | | (3)他の行 政機関へ の協議 | 行政機関協議文書（一の項 ハ） | | <ul style="list-style-type: none"> 各省への協議案 各省からの質問・意見 各省からの質問・意見 に対する回答 |
| | | (4)制定又 は改廃 | 省令その他の規則の制定又 は改廃のための決裁文書（一 の項ホ） | | <ul style="list-style-type: none"> 省令案・規則案 理由、新旧対照条文、 参照条文 |
| | | (5)官報公 示 | 官報公示に関する文書（一の 項ト） | | <ul style="list-style-type: none"> 官報の写し |
| | | (6)解釈又 は運用の 基準の設 | ①解釈又は運用の基準の設 定のための調査研究文書 （一の項チ） | | <ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企 業の状況調査 関係団体・関係者のヒ |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|---|-----------------------------|---|--|----------|---|
| | | 定 | ②解釈又は運用の基準の設 定のための決裁文書（一の 項子） | | アリング ・ 逐条解説 ・ ガイドライン ・ 訓令、通達又は告示 ・ 運用の手引 |
| 閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は 了解及びその経緯 | | | | | |
| 5 | 閣議の決 定又は了 解及びそ の経緯 | (1) 予算に 関する閣 議の求め 及び予算 の国会提 出その他 の重要な 経緯 | ①閣議を求めるための決裁 文書及び閣議に提出され た文書（三の項イ） | 20 年 | ・ 歳入歳出概算 ・ 予算書（一般会計・特 別会計・政府関係機 関） ・ 概算要求基準等 ・ 閣議請議書 |
| | | | ②予算その他国会に提出さ れた文書（三の項ハ） | | ・ 予算書（一般会計・特 別会計・政府関係機 関） ・ 予算参考資料 |
| | | (2) 決算に 関する閣 議の求め 及び決算 の国会提 出その他 の重要な 経緯 | ①閣議を求めるための決裁 文書及び閣議に提出され た文書（三の項イ） | | ・ 決算書（一般会計・特 別会計・政府関係機 関） ・ 調書 ・ 予備費使用書 ・ 閣議請議書 |
| | | | ②決算に関し、会計検査院に 送付した文書及びその検 査を経た文書（三の項ロ） | | ・ 決算書（一般会計・特 別会計・政府関係機 関） （※会計検査院保有の ものを除く。） |
| | | ③歳入歳出決算その他国会 に提出された文書（三の項 ハ） | ・ 決算書（一般会計・特 別会計・政府関係機 関） | | |
| (3) 質問主 意書に対 | ①答弁の案の作成の過程が 記録された文書（四の項 | ・ 法制局提出資料 ・ 審査録 | | | |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|---|---|----------|--|
| | する答弁 に関する 閣議の求 め及び国 会に対す る答弁そ の他の重 | イ) ②閣議を求めするための決裁 文書及び閣議に提出され た文書（四の項ロ） ③答弁が記録された文書（四 の項ハ） | | ・ 答弁案 ・ 閣議請議書 ・ 答弁書 |
| | 要な経緯 (4)基本方 針、基本 計画又は 白書その 他の閣議 に付され た案件に 関する立 案の検討 及び閣議 の求めそ の他の重 要な経緯 (1の項 から4の 項まで及 び5の項 (1)から (3)まで に掲げる ものを除 く。) | ①立案基礎文書（五の項イ） ②立案の検討に関する審議 会等文書（五の項イ） ③立案の検討に関する調査 研究文書（五の項イ） ④行政機関協議文書（五の項 ロ） ⑤閣議を求めするための決裁 文書及び閣議に提出され た文書（五の項ハ） | | ・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 ・ 外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒ アリング ・ 任意パブコメ ・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見 に対する回答 ・ 基本方針案 ・ 基本計画案 ・ 白書案 ・ 閣議請議書 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|---|---|--|----------|--|
| 6 | 関係行政 機関の長 で構成さ れる会議 （これに 準ずるも のを含 む。この 項におい て同じ。） の決定又 は了解及 びその経 緯 | 関係行政機 関の長で構 成される会 議の決定又 は了解に関 する立案の 検討及び他 の行政機関 への協議そ の他の重要 な経緯 | ①会議の決定又は了解に係 る案の立案基礎文書（六の 項イ） | 10年 | ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 |
| | | | ②会議の決定又は了解に係 る案の検討に関する調査 研究文書（六の項イ） | | ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ |
| | | | ③会議の決定又は了解に係 る案の検討に関する行政 機関協議文書（六の項イ） | | アリング |
| | | | ④会議の検討のための資料 として提出された文書（六 の項ロ）及び会議（国務大 臣を構成員とする会議に 限る。）の議事が記録され た文書 | | ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答 |
| | | | ⑤会議の決定又は了解の内 容が記録された文書（六の 項ハ） | | ・配付資料 ・議事の記録 |
| 7 | 省議（こ れに準ず るものを 含む。こ の項にお いて同 じ。）の 決定又は 了解及び その経緯 | 省議の決定 又は了解に 関する立案 の検討その 他の重要な 経緯 | ①省議の決定又は了解に係 る立案基礎文書（七の項 イ） | 10年 | ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 |
| | | | ②省議の決定又は了解に係 る案の検討に関する調査 研究文書（七の項イ） | | ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング |
| | | | ③省議に検討のための資料 として提出された文書（七 | | ・配付資料 ・議事の記録 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|--|---------------------|---|--|----------|--|
| | | | の項口）及び省議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書 | | |
| | | | ④省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ） | | ・決定・了解文書 |
| 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 | | | | | |
| 8 | 複数の行政機関による申合せ及びその経緯 | 複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯 | ①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ） | 10年 | ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 |
| | | | ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ） | | ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング |
| | | | ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ） | | ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 |
| | | | ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項口） | | ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 |
| | | | ⑤申合せの内容が記録された文書（八の項ハ） | | ・申合せ |
| 9 | 他の行政機関に対して示す基準の設定 | 基準の設定に関する立案の検討その他の重要 | ①立案基礎文書（九の項イ） | 10年 | ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|-------------------------|-------------------------|--|----------|--|
| | 定及びその経緯 | な経緯 | | | ・ 政務三役会議の決定 |
| | | | ②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ） | | ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 |
| | | | ③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ） | | ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング |
| | | | ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ） | | ・ 基準案 |
| | | | ⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ） | | ・ 通知 |
| 10 | 地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 | 基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯 | ①立案基礎文書（九の項イ） | 10 年 | ・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 |
| | | | ②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ） | | ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 |
| | | | ③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ） | | ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒ |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|----------------------|------------------------------|--|---|----------|--|
| | | | | | アリング |
| | | | ④基準を設定するための決 裁文書その他基準の設定 に至る過程が記録された 文書（九の項ロ） | | ・ 基準案 |
| | | | ⑤基準を地方公共団体に通 知した文書（九の項ハ） | | ・ 通知 |
| 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 | | | | | |
| 11 | 個人の権 利義務の 得喪及び その経緯 | (1)行政手 続法（平 成5年法 律第88 号）第2 条第8号 ロの審査 基準、同 号ハの処 分基準、 同号ニの 行政指導 指針及び 同法第6 条の標準 的な期間 に関する 立案の検 討その他 の重要な 経緯 | ①立案の検討に関する審議 会等文書（十の項） | 10年 | ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 |
| | | | ②立案の検討に関する調査 研究文書（十の項） | | ・ 外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒ アリング |
| | | | ③意見公募手続文書（十の 項） | | ・ 審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結 果及びその理由 |
| | | | ④行政手続法第2条第8号 ロの審査基準、同号ハの処 分基準及び同号ニの行政 指導指針を定めるための 決裁文書（十の項） | | ・ 審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案 |
| | | | ⑤行政手続法第6条の標準 的な期間を定めるための 決裁文書（十の項） | | ・ 標準処理期間案 |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|--|---|---|--|
| | (2) 行政手 続法第 2 条第 3 号 の許認可 等（以下 「許認可 等」とい う。）に 関する重 要な経緯 | 許認可等をするための決裁 文書その他許認可等に至る 過程が記録された文書（十一 の項） | 10 年（国 立公文 書館へ の移管 の措置 をとる べきこ とを定 めたも のに限 る。）又 は許認 可等の 効力が 消滅す る日に 係る特 定日以 後 5 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査案 ・ 理由 |
| | (3) 行政手 続法第 2 条第 4 号 の不利益 処分（以 下「不利益 処分」 という。） に関する 重要な経 緯 | 不利益処分をするための決 裁文書その他当該処分に至 る過程が記録された文書（十二 の項） | 処分が される 日に係 る特定 日以後 5 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分案 ・ 理由 |
| | (4) 補助金 等（補助 金等に係 | ① 交付の要件に関する文書 （十三の項イ） | 交付に 係る事 業が終 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付規則・交付要綱・ 実施要領 ・ 審査要領・選考基準 |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|--|--|---|---|
| | <p>る予算の 執行の適 正化に関 する法律 （昭和 30 年法 律第 179 号）第 2 条第 1 項 の補助金 等をい う。以下 同じ。） の交付に 関する重 要な経緯</p> | <p>②交付のための決裁文書そ の他交付に至る過程が記 録された文書（十三の項 ロ）</p> | <p>了する 日に係 る特定 日以後</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査案 ・ 理由 |
| | | <p>③補助事業等実績報告書（十 三の項ハ）</p> | <p>5 年</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書 |
| | <p>(5) 不服申 立てに関 する審議 会等にお ける検討 その他の 重要な経 緯</p> | <p>①不服申立書又は口頭によ る不服申立てにおける陳 述の内容を録取した文書 （十四の項イ）</p> | <p>裁決、決 定その 他の処 分がさ れる日 に係る 特定日 以後 10 年</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不服申立書 ・ 録取書 |
| | | <p>②審議会等文書（十四の項 ロ）</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見 |
| | | <p>③裁決、決定その他の処分を するための決裁文書その 他当該処分に至る過程が 記録された文書（十四の項 ハ）</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書 |
| | | <p>④裁決書又は決定書（十四の 項ニ）</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁決・決定書 |
| | <p>(6) 国又は 行政機関</p> | <p>①訴訟の提起に関する文書 （十五の項イ）</p> | <p>訴訟が 終結す</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訴状 ・ 期日呼出状 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|------------------|---|---|-----------------|--|
| | | を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯 | ②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項口） | る日に係る特定日以後 10 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論 ・ 証人等調書 ・ 書証 |
| | | | ③判決書又は和解調書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 判決書 ・ 和解調書 |
| 12 | 法人の権利義務の得喪及びその経緯 | (1) 行政手続法第 2 条第 8 号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第 6 条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯 | ①立案の検討に関する審議会等文書（十の項） | 10 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 |
| | | | ②立案の検討に関する調査研究文書（十の項） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング |
| | | | ③意見公募手続文書（十の項） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由 |
| | | | ④行政手続法第 2 条第 8 号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 |
| | | | ⑤行政手続法第 6 条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準処理期間案 |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|--|--|--|--|
| | (2) 許認可 等に関する重要な 経緯 | 許認可等をするための決裁 文書その他許認可等に至る 過程が記録された文書（十一 の項） | 10年（国 立公文 書館へ の移管 の措置 をとる べきこ とを定 めたも のに限 る。）又 は許認 可等の 効力が 消滅す る日に 係る特 定日以 後5年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査案 ・ 理由 |
| | (3) 不利益 処分に関 する重要 な経緯 | 不利益処分をするための決 裁文書その他当該処分に至 る過程が記録された文書（十 二の項） | 処分が される 日に係 る特定 日以後 5年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分案 ・ 理由 |
| | (4) 補助金 等の交付 （地方公 共団体に 対する交 付を含 む。）に 関する重 要な経緯 | <p>① 交付の要件に関する文書 （十三の項イ）</p> <p>② 交付のための決裁文書そ の他交付に至る過程が記 録された文書（十三の項 ロ）</p> <p>③ 補助事業等実績報告書（十 三の項ハ）</p> | <p>交付に 係る事 業が終 了する 日に係 る特定 日以後</p> <p>5年</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付規則・交付要綱・ 実施要領 ・ 審査要領・選考基準 ・ 審査案 ・ 理由 ・ 実績報告書 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 | | |
|-----|---------------------------|--|--|-------------------------------|---|------|--|
| | | (5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯 | ① 不服申立書又は口頭による不服申立における陳述の内容を録取した文書（十四の項イ） | 裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後 10 年 | ・ 不服申立書 ・ 録取書 | | |
| | | | ② 審議会等文書（十四の項ロ） | | ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見 | | |
| | | | ③ 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ） | | ・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書 | | |
| | | | ④ 裁決書又は決定書（十四の項ニ） | | ・ 裁決・決定書 | | |
| | | (6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯 | ① 訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） | 訴訟が終結する日に係る特定日以後 10 年 | ・ 訴状 ・ 期日呼出状 | | |
| | | | ② 訴訟の主張又は立証に関する文書（十五の項） | | ・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論 ・ 証人等調書 ・ 書証 | | |
| | | | ③ 判決書又は和解調書（十五の項ハ） | | ・ 判決書 ・ 和解調書 | | |
| | | 職員の人事に関する事項 | | | | | |
| | | 13 | 職員の人事に関する事項 | (1) 人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯 | ① 立案の検討に関する調査研究文書（十六の項イ） | 10 年 | ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング |
| | | | ② 制定又は変更のための決裁文書（十六の項ロ） | | ・ 規程案 | | |
| | ③ 制定又は変更についての協議案、回答書その他の内 | ・ 協議案 ・ 回答書 | | | | | |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|--------|--|---|--|--|
| | | 閣総理大臣との協議に関する文書（十六の項ハ） | | |
| | | ④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書（十六の項ニ） | | ・ 報告書 |
| | (2) 職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯 | ①計画の立案に関する調査研究文書（十七の項） | 3年 | ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング |
| | | ②計画を制定又は改廃するための決裁文書（十七の項） | | ・ 計画案 |
| | | ③職員の研修の実施状況が記載された文書（十七の項） | | ・ 実績 |
| | (3) 職員の兼業の許可 | 職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書（十八の項） | 3年 | ・ 申請書 ・ 承認書 |
| | (4) 退職手当の支給に関する重要な経緯 | 退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書（十九の項） | 支給制限その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間 | ・ 調書 |
| その他の事項 | | | | |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|--|--|-------------------------------|----------|---|
| 14 | 告示、訓 令及び通 達の制定 又は改廃 及びその 経緯 | (1) 告示の 立案の検 討その他 の重要な 経緯（1 の項から 13の項 までに掲 げるもの を除く。） | ①立案の検討に関する審議 会等文書（二十の項イ） | 10年 | ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 |
| | | | ②立案の検討に関する調査 研究文書（二十の項イ） | | ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング |
| | | | ③意見公募手続文書（二十の 項イ） | | ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結 果及びその理由 |
| | | | ④行政機関協議文書（一の項 ハ） | | ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答 |
| | | | ⑤制定又は改廃のための決 裁文書（二十の項ロ） | | ・告示案 |
| | | | ⑥官報公示に関する文書（二 十の項ハ） | | ・官報の写し |
| | | (2) 訓令及 び通達の 立案の検 討その他 | ①立案の検討に関する調査 研究文書（二十の項イ） | 10年 | ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|----------------------|--|--|----------|--|
| | | の重要な 経緯（1 の項から 13の項 までに掲 げるもの を除く。） | ②制定又は改廃のための決 裁文書（二十の項口） | | <ul style="list-style-type: none"> ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案 |
| 15 | 予算及び 決算に関 する事項 | (1)歳入、歳 出、継続 費、繰越 明許費及 び国庫債 務負担行 為の見積 に関する 書類の作 製その他 の予算に 関する重 要な経緯 （5の項 (1)及び (4)に掲 げるもの を除く。） | <p>①歳入、歳出、継続費、繰越 明許費及び国庫債務負担 行為の見積に関する書類 並びにその作製の基礎と なった意思決定及び当該 意思決定に至る過程が記 録された文書（二十一の項 イ）</p> <p>②財政法（昭和22年法律第 34号）第20条第2項の予 定経費要求書等並びにそ の作製の基礎となった意 思決定及び当該意思決定 に至る過程が記録された 文書（二 十一の項口）</p> <p>③①及び②に掲げるものの ほか、予算の成立に至る過 程が記録された文書（二十 一の項ハ）</p> <p>④歳入歳出予算、継続費及び 国庫債務負担行為の配賦 に関する文書（二十一の項 ニ）</p> | 10年 | <ul style="list-style-type: none"> ・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 <ul style="list-style-type: none"> ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求 書 ・予算決算及び会計令 第12条の規定に基 づく予定経費要求書 等の各目明細書 <ul style="list-style-type: none"> ・行政事業レビュー ・執行状況調査 <ul style="list-style-type: none"> ・予算の配賦通知 |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|--|--|----------|--|
| | (2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。） | ①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十二の項イ） | 5年 | <ul style="list-style-type: none"> ・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳簿 |
| | | ②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・計算書 ・証拠書類 (※会計検査院保有のものを除く。) |
| | | ③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書（二十二の項ハ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・意見又は処置要求 (※会計検査院保有のものを除く。) |
| | | ④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（二十二の項ニ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・調書 |
| | | ⑤国会における決算の審査に関する文書（二十二の項ホ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|---------------------------|---|---|----------|--|
| 16 | 機構及び 定員に関 する事項 | 機構及び定 員の要求に 関する重要 な経緯 | 機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十三の項） | 10 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 ・ 省内調整 ・ 機構要求書 ・ 定員要求書 ・ 定員合理化計画 |
| 17 | 独立行政 法人等に 関する事 項 | (1)独立行 政法人通 則法（平 成 11 年 法律第 103 号） その他の 法律の規 定による 中期目標 （独立行 政法人通 則法第 2 条第 3 項 に規定す る国立研 究開発法 人にあっ ては中長 期目標、 同条第 4 項に規定 する行政 執行法人 にあっ ては年度 目標。以下 この項に | ①立案の検討に関する調査 研究文書（二十四の項イ） | 10 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒ アリング |
| | | | ②制定又は変更のための決 裁文書（二十四の項ロ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標案 |
| | | | ③中期計画、（独立行政法人 通則法第 2 条第 3 項に規 定する国立研究開発法人 にあつては中長期計画、同 条第 4 項に規定する行政 執行法人にあつては事業 計画）、事業報告書その他 の中期目標の達成に関し 法律の規定に基づき独立 行政法人等により提出さ れ、又は公表された文書 （二十四の項ハ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画 ・ 年度計画 ・ 事業報告書 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|--------------------|---|--|----------|--|
| | | おいて同 じ。)の 制定又は 変更に関 する立案 の検討そ の他の重 要な経緯 | | | |
| | | (2)独立行 政法人通 則法その 他の法律 の規定に よる報告 及び検査 その他の 指導監督 に関する 重要な経 緯 | ①指導監督をするための決 裁文書その他指導監督に 至る過程が記録された文 書（二十五の項イ） ②違法行為等の是正のため 必要な措置その他の指導 監督の結果の内容が記録 された文書（二十五の項 ロ） | 5年 | ・報告 ・検査 ・是正措置の要求 ・是正措置 |
| 18 | 政策評価 に関する 事項 | 行政機関が 行う政策の 評価に関す る法律（平 成13年法 律第86号。 以下「政策 評価法」と いう。）第 6条の基本 計画の立案 の検討、政 策評価法第 10条第1 | ①政策評価法第6条の基本 計画又は政策評価法第7 条第1項の実施計画の制 定又は変更に係る審議会 等文書（二十六の項イ） ②基本計画又は実施計画の 制定又は変更に至る過程 が記録された文書（二十六 の項イ） ③基本計画の制定又は変更 のための決裁文書及び当 該制定又は変更の通知に 関する文書（二十六の項 イ） | 10年 | ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言 ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・基本計画案 ・通知 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|---------------|--|--|---------------------------------------|---|
| | | 項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯 | ④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ） | | ・ 事後評価の実施計画案 ・ 通知 |
| | | | ⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（19の項に掲げるものを除く。）（二十六の項ロ） | | ・ 評価書 ・ 評価書要旨 |
| | | | ⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ） | | ・ 政策への反映状況案 ・ 通知 |
| 19 | 公共事業の実施に関する事項 | 直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯 | ①立案基礎文書（二十七の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ） | 事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年 | ・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|-------|---|-------------------|--|
| | | ③立案の検討に関する調査 研究文書（二十七の項へ） | のいず れか長 い期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒ アリング ・ 環境影響評価準備書 ・ 環境影響評価書 |
| | | ④政策評価法による事前評 価に関する文書（二十七の 項へ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業評価書 ・ 評価書要旨 |
| | | ⑤公共事業の事業計画及び 実施に関する事項につい ての関係行政機関、地方公 共団体その他の関係者と の協議又は調整に関する 文書（二十七の項ロ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議・調整経緯 |
| | | ⑥事業を実施するための決 裁文書（二十七の項ハ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施案 |
| | | ⑦事業の経費積算が記録さ れた文書その他の入札及 び契約に関する文書（二十 七の項ニ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経費積算 ・ 仕様書 ・ 業者選定基準 ・ 入札結果 |
| | | ⑧工事誌、事業完了報告書そ の他の事業の施工に関す る文書（二十七の項ホ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事誌 ・ 事業完了報告書 ・ 工程表 ・ 工事成績評価書 |
| | | ⑨政策評価法による事後評 価に関する文書（二十七の 項へ） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業評価書 ・ 評価書要旨 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 |
|-----|---|--|---|-------------|---|
| 20 | 栄典又は 表彰に関 する事項 | 栄典又は表 彰の授与又 ははく奪の 重要な経緯 （5の項 (4)に掲げ るものを除 く。） | 栄典又は表彰の授与又はは く奪をするための決裁文書 及び伝達の文書（二十八の 項） | 10年 | <ul style="list-style-type: none"> ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿 |
| 21 | 国会及び 審議会等 における 審議等に 関する事 項 | (1)国会審 議（1の 項から 20の項 までに掲 げるもの を除く。） | 国会審議文書（二十九の項） | 10年 | <ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 |
| | | (2)審議会 等（1の 項から 20の項 までに掲 げるもの を除く。） | 審議会等文書（二十九の項） | | <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 |
| 22 | 文書の管 理等に関 する事項 | 文書の管理 等 | ①行政文書ファイル管理簿 その他の業務に常時利用 するものとして継続的に 保存すべき行政文書（三十 の項） | 常用（無 期限） | ・行政文書ファイル管理 簿 |
| | | | ②取得した文書の管理を行 うための帳簿（三十一の 項） | 5年 | ・受付簿 |
| | | | ③決裁文書の管理を行うた めの帳簿（三十二の項） | 30年 | ・決裁簿 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項） | 保存期 間 | 具体例 | |
|-----|--------------------|-----------------------|---|---|--|---------------------------------|
| | | | ④行政文書ファイル等の移 管又は廃棄の状況が記録 された帳簿（三十三の項） | 20年 | ・移管・廃棄簿 | |
| | | | ⑤行政文書ファイル等の類 型及び廃棄時期が記録さ れた帳簿 | 5年 | ・廃棄の記録 | |
| 23 | 統計調査 に関する 事項 | 統計調査に 関する重要 な経緯 | ①統計の企画立案に関する 経緯が記録された文書 | 5年 | ・基本方針 ・基本計画 ・要領 | |
| | | | ②統計の承認に関する経緯 が記録された文書 | | ・承認申請書 | |
| | | | ③統計の実施に関する経緯 が記録された文書 | | ・実施案 ・事務処理基準 | |
| | | | | ④ 調査票（記録媒体を問わ ず実査段階において作 成・収集されたもの） | 調 査 規 則 で 定 め て い る 期 間 又 は 調 査 計 画 に 定 め る 期 間 | ・調査票 |
| | | | | ⑤統計の集計結果に関する 文書 | 20年 | ・調査報告書 |
| | | | | ⑥統計の二次利用のための 調査票情報文書 | 永年 | ・調査票情報 |
| | | | | ⑦ 統計の集計結果の正確 性の検証のための文書 | | ・集計結果の作成に活用 した統計及び行政記 録情報 |

| 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項） | 保存期間 | 具体例 | |
|----|----------|---------------------------|-------------------------------|--------------------|-------------------|
| 24 | 契約に関する事項 | 契約に関する重要な経緯 | 契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書 | 契約が終了する日に係る特定日以後5年 | ・仕様書案 ・協議・調整経緯 |

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
- 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
- 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
- 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
- 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
- 8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議
- 9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議
- 10 特定日 第15条第12項（施行令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）

二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めが

あるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。

三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。

四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。

五 本表各項の第五欄に掲げる具体例は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを保存すれば必要十分であることを意味するものではない。

六 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【I】～【IV】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館に移管するものとする。

- 【I】 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【II】 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【III】 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【IV】 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

- ① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

| 事項 | 業務の区分 | 保存期間満了時の措置 | |
|-----------------|-----------------|----------------|----|
| 法令の制定又は改廃及びその経緯 | | | |
| 1 | 法律の制定又は改廃及びその経緯 | (1) 立案の検討 | 移管 |
| | | (2) 法律案の審査 | |
| | | (3) 他の行政機関への協議 | |

| | | | |
|---|-----------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| | | (4) 閣議 | |
| | | (5) 国会審議 | |
| | | (6) 官報公示その他の公布 | |
| | | (7) 解釈又は運用の基準の設定 | |
| 2 | 条約その他の国際約束の締結及びその経緯 | (1) 締結の検討 | 移管（経済協力関係等で定型化し、重要性がないものは除く。） |
| | | (2) 条約案の審査 | |
| | | (3) 閣議 | |
| | | (4) 国会審議 | |
| | | (5) 締結 | |
| | | (6) 官報公示その他の公布 | |
| 3 | 政令の制定又は改廃及びその経緯 | (1) 立案の検討 | 移管 |
| | | (2) 政令案の審査 | |
| | | (3) 意見公募手続 | |
| | | (4) 他の行政機関への協議 | |
| | | (5) 閣議 | |
| | | (6) 官報公示その他の公布 | |
| | | (7) 解釈又は運用の基準の設定 | |
| 4 | 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯 | (1) 立案の検討 | 移管 |
| | | (2) 意見公募手続 | |
| | | (3) 他の行政機関との協議 | |
| | | (4) 制定又は改廃 | |
| | | (5) 官報公示 | |
| | | (6) 解釈又は運用の基準の設定 | |
| 閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯 | | | |
| 5 | 閣議の決定又は了解及びその経緯 | (1) 予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 | 移管 |
| | | (2) 決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 | |
| | | (3) 質問主意書に対する答弁 | |

| | | | |
|---|--|--|----|
| | | <p>に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯</p> <p>(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）</p> | |
| 6 | <p>関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯</p> | <p>関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯</p> | 移管 |
| 7 | <p>省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯</p> | <p>省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯</p> | 移管 |
| <p>複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯</p> | | | |
| 8 | <p>複数の行政機関による申合せ及びその経緯</p> | <p>複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯</p> | 移管 |
| 9 | <p>他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯</p> | <p>基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯</p> | 移管 |
| 10 | <p>地方公共団体に対して示す基準</p> | <p>基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯</p> | 移管 |

| | | | |
|----------------------|------------------|---|--|
| | の設定及びその経緯 | | |
| 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 | | | |
| 11 | 個人の権利義務の得喪及びその経緯 | (1) 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯 | 移管 |
| | | (2) 許認可等に関する重要な経緯 | 以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ。） ・ 国籍に関するもの |
| | | (3) 不利益処分に関する重要な経緯 | 廃棄 |
| | | (4) 補助金等の交付に関する重要な経緯 | 以下について移管 ・ 補助金等の交付の要件に関する文書 |
| | | (5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯 | 以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・ 審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの |
| | | (6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯 | 以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの |
| 12 | 法人の権利義務の得喪及びその経緯 | (1) 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯 | 移管 |
| | | (2) 許認可等に関する重要な経緯 | 以下について移管 ・ 運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に |

| | | | |
|-------------|-------------|--|--|
| | | | <p>関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの |
| | | (3) 不利益処分に関する重要な経緯 | <p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等及び公益信託に関するもの |
| | | (4) 補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯 | <p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に関するもの |
| | | (5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯 | <p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの |
| | | (6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯 | <p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの |
| 職員の人事に関する事項 | | | |
| 13 | 職員の人事に関する事項 | (1) 人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯 | 移管 |
| | | (2) 職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯 | <p>廃棄</p> <p>※別表第1の備考二に掲げるものも同様とする。 (ただし、閣議等に関わるものについては移管)</p> |
| | | (3) 職員の兼業の許可に関する重要な経緯 | |
| | | (4) 退職手当の支給に関する重要な経緯 | |
| その他の事項 | | | |

| | | | |
|----|------------------------|---|--|
| 14 | 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯 | (1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。） | 廃棄 |
| | | (2) 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。） | 以下について移管 ・ 行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書 |
| 15 | 予算及び決算に関する事項 | (1) 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。） | 以下について移管 ・ 財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。） ・ 財政法第20条第2項の予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。） ・ 上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書 |
| | | (2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。） | 以下について移管 ・ 財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する |

| | | | |
|----|---------------|--|---|
| | | | <p>計算書を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第 37 条第 3 項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。) ・ 財政法第 35 条第 2 項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。) ・ 上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書 |
| 16 | 機構及び定員に関する事項 | 機構及び定員の要求に関する重要な経緯 | 移管 |
| 17 | 独立行政法人等に関する事項 | (1) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標（独立行政法人通則法第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標、同条第 4 項に規定する行政執行法人にあっては年度目標）の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯 | 移管 |
| | | (2) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯 | 移管 |
| 18 | 政策評価に関する事項 | 政策評価法第 6 条第 1 項の基本計画の立案の検討、政策評 | 移管 |

| | | | |
|----|------------------------------|---|--|
| | | <p>価法第 10 条第 1 項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯</p> | |
| 19 | <p>公共事業の実施に関する事項</p> | <p>直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯</p> | <p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費が特に大規模な事業（例：100 億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの ・ 総事業費が大規模な事業（例：10 億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・ 工事誌 |
| 20 | <p>栄典又は表彰に関する事項</p> | <p>栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5 の項(4)に掲げるものを除く。）</p> | <p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄典制度の創設・改廃に関するもの ・ 叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・ 国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・ 国外の著名な表彰の授与に関するもの |
| 21 | <p>国会及び審議会等における審議等に関する事項</p> | <p>(1) 国会審議（1 の項から 20 の項までに掲げるものを除く。）</p> | <p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣の演説に関するもの ・ 会期ごとに作成される想定問答 |
| | | <p>(2) 審議会等（1 の項から 20 の項までに掲げるものを除く。）</p> | <p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会その他の合議制の機関（部会、小委員会等を含む。）及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの |

| | | | |
|----|--------------|---------------|--|
| 22 | 文書の管理等に関する事項 | 文書の管理等 | 以下について移管 ・ 移管・廃棄簿 |
| 23 | 統計調査に関する事項 | 統計調査に関する重要な経緯 | 以下について移管 ・ 基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書 ・ 一般統計調査の調査報告書 |
| 24 | 契約に関する事項 | 契約に関する重要な経緯 | 廃棄 |

② 以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

| 事項 | 歴史公文書等の具体例 |
|---|--|
| 各行政機関において実施・運用している制度（例：政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等）について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画 ・ 年間実績報告書等 ・ 施行状況調査・実態状況調査 ・ 意見・勧告 ・ その他これらに準ずるもの |
| 国際会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際機関（IMF、ILO、WHO等）に関する会議又は閣僚が出席した会議等であって、重要な国際的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書 |
| 国際協力・国際交流 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府開発援助、国際緊急援助の基本的な方針、計画、実施及び評価に関する文書 ・ 国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの |
| 統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書 ・ 一般統計調査の調査報告書 |
| その他の事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年次報告書 ・ 広報資料 ・ 大臣記者会見録 ・ 大臣等の事務引継書 |

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会

的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157や新型コロナウイルス感染症など大流行により社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、日本航空123便の御巣鷹山墜落事故、ナホトカ号油流出事故など甚大な被害を始め社会や環境に大きな影響をもたらした事故に関するもの、地下鉄サリン事件(オオム真理教対策)など社会やその後の政策に大きな影響をもたらした事件に関するもの

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、不良債権処理関連施策、情報公開法や公文書管理法のように行政機関に共通して適用される法制度の創設、天皇の退位、新たな省庁の設置等

(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等

(革新的又は先端的な技術の研究開発)

スーパーコンピューター、衛星技術等

② 領土・主権に関連する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方にに基づき対処する。

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成・取得された文書(日本国との平和条約(昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得されたものをいう。当時において行政機関の職員により作成・取得されたものに限らない。)は、現下の行政制度と大きく異なる制度の下で作成・取得されたものであることから、我が国の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるた

め、全て移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)までに記載のない文書

(1)から(4)までに記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

- ① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等は全て移管することとする。ただし、まとめ直しを行った上で、改めて保存期間満了時の措置を設定することは可能とする。
- ② 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。
- ③ 保存期間満了時の措置が「廃棄」とされている行政文書ファイル等についても、1.【I】～【IV】に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合がある（例：直轄事業として実施される総事業費10億円未満の公共事業であっても、歴史的に重要な建造物を修繕した場合や、国会で議論され、国民の関心事項となった事柄等）。また、当初「廃棄」とした行政文書ファイル等についても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を「移管」に変更する必要がある。
- ④ 移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解に資するため、必ず当該移管する文書を含む行政文書ファイル等に合わせてまとめ、移管することとする。